

第 11 号議案

神戸市介護保険条例の一部を改正する条例の件

神戸市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市介護保険条例の一部を改正する条例

神戸市介護保険条例(平成12年3月条例第98号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定義)	(定義)
第2条 [略]	第2条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 この条例において「緊急ショートステイサービス」とは、居宅要介護被保険者であって主たる介護者が死亡したことその他当該居宅要介護被保険者の心身の状況又は身の回りの環境が変化したことにより介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。 <u>以下同じ。</u>)に入所する緊急の必要性があると市長が認	3 この条例において「緊急ショートステイサービス」とは、居宅要介護被保険者であって主たる介護者が死亡したことその他当該居宅要介護被保険者の心身の状況又は身の回りの環境が変化したことにより介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険施設をいう。)に入所する緊急の必要性があると市長が認めるものに

めるものについて、指定短期入所生活介護事業所（当該必要性に対応して相応のサービスを提供することができるものとして規則で定めるものに限る。）に当該居宅要介護被保険者が施設サービス（同条第26項に規定する施設サービスをいう。）を受けることができるようになるまでの期間入所させ、当該事業所において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

4 [略]

5 この条例において「災害時ショートステイサービス」とは、居宅要介護被保険者であって震災、風水害、火災その他これらに類する災害（以下「災害」という。）により居宅、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項に規定する避難所その他災害からの避難のために一時的に滞在している施設において日常生活を営むことに一時的な支障が生じたものについて、指定短期入所生活介護事業所（当該支障の程度に応じて相応のサービスを提供することができるものとして規則で定めるものに限る。）に相当の期間入所させ、当該

ついで、指定短期入所生活介護事業所（当該必要性に対応して相応のサービスを提供することができるものとして規則で定めるものに限る。）に当該居宅要介護被保険者が施設サービス（同条第26項に規定する施設サービスをいう。）を受けることができるようになるまでの期間入所させ、当該事業所において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

4 [略]

事業所において入浴，排せつ，食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

(保険給付の種類)

第5条 [略]

2 市町村特別給付は，次に掲げる保険給付とする。

(1)～(3) [略]

(4) 災害時ショートステイサービス費の支給

(市町村特別給付の支給)

第5条の2 [略]

2，3 [略]

4 居宅要介護被保険者が，災害時ショートステイサービス（第2条第5項に規定する期間を考慮して規則で定める期間内において行われるものに限る。）を受けたときは，当該災害時ショートステイサービスに要した費用（日常生活に要する費用として規則で定める費用を除く。）について，災害時ショートステイサービス費を支給する。

5～7 [略]

8 第5項及び第6項の規定は，居宅要介護被保険者等が緊急一時保護サービスを受けた場合について準用する。この場合において，これらの規定

(保険給付の種類)

第5条 [略]

2 市町村特別給付は，次に掲げる保険給付とする。

(1)～(3) [略]

(市町村特別給付の支給)

第5条の2 [略]

2，3 [略]

4～6 [略]

7 第4項及び第5項の規定は，居宅要介護被保険者等が緊急一時保護サービスを受けた場合について準用する。この場合において，これらの規定

中「居宅要介護被保険者」とあるのは「居宅要介護被保険者等」と、「ミドルステイサービス」とあるのは「緊急一時保護サービス」と、「ミドルステイサービス費」とあるのは「緊急一時保護サービス費」と読み替えるものとする。

9 第5項及び第6項の規定は、居宅要介護被保険者が災害時ショートステイサービスを受けた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「ミドルステイサービス」とあるのは「災害時ショートステイサービス」と、「ミドルステイサービス費」とあるのは「災害時ショートステイサービス費」と読み替えるものとする。

(市町村特別給付に係る額)

第7条 ミドルステイサービス費、緊急ショートステイサービス費及び災害時ショートステイサービス費の額並びに緊急一時保護サービス費（居宅要介護被保険者に係るものに限る。）の額は、次に掲げる額の合計額（法第51条の3第6項に規定する場合にあっては、第1号に掲げる額）とする。

(1), (2) [略]

中「居宅要介護被保険者」とあるのは「居宅要介護被保険者等」と、「ミドルステイサービス」とあるのは「緊急一時保護サービス」と、「ミドルステイサービス費」とあるのは「緊急一時保護サービス費」と読み替えるものとする。

(市町村特別給付に係る額)

第7条 ミドルステイサービス費及び緊急ショートステイサービス費の額並びに緊急一時保護サービス費（居宅要介護被保険者に係るものに限る。）の額は、次に掲げる額の合計額（法第51条の3第6項に規定する場合にあっては、第1号に掲げる額）とする。

(1), (2) [略]

2～4 [略]

(保険料率)

第8条 令和3年度から令和5年度までの各年度分の保険料の保険料率は、当該保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 政令第39条第1項第1号に掲げる者 34,560円
- (2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 53,760円
- (3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 57,600円
- (4) 政令第39条第1項第4号に掲げる者 69,120円
- (5) 政令第39条第1項第5号に掲げる者 76,800円
- (6) 次のいずれかに該当する者
84,480円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に

2～4 [略]

(保険料率)

第8条 平成30年度から令和2年度までの各年度分の保険料の保険料率は、当該保険料の賦課期日における次の各号に掲げる第1号被保険者（法第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。以下同じ。）の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 政令第39条第1項第1号に掲げる者 33,804円
- (2) 政令第39条第1項第2号に掲げる者 52,584円
- (3) 政令第39条第1項第3号に掲げる者 56,340円
- (4) 政令第39条第1項第4号に掲げる者 67,608円
- (5) 政令第39条第1項第5号に掲げる者 75,120円
- (6) 次のいずれかに該当する者
82,632円

ア 地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2

規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている場合には、当該給与所得及び当該公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）を給与所得及び公的年金等所得の合計額として算出した額とし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が0を下回る場合には、0とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であって、前各号のいずれにも該

項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から政令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）が120万円未満である者であって、前各号のいずれにも該当しないもの

当しないもの

イ [略]

(7) 次のいずれかに該当する者

88,320円

ア, イ [略]

(8) 次のいずれかに該当する者

111,360円

ア, イ [略]

(9) 次のいずれかに該当する者

126,720円

ア, イ [略]

(10) 次のいずれかに該当する者

130,560円

ア, イ [略]

(11) 次のいずれかに該当する者

134,400円

ア, イ [略]

(12) 次のいずれかに該当する者

153,600円

ア, イ [略]

(13) 次のいずれかに該当する者

161,280円

ア, イ [略]

(14) 次のいずれかに該当する者

176,640円

ア, イ [略]

(15) 前各号のいずれにも該当しな

い者 192,000円

イ [略]

(7) 次のいずれかに該当する者

86,388円

ア, イ [略]

(8) 次のいずれかに該当する者

108,924円

ア, イ [略]

(9) 次のいずれかに該当する者

123,948円

ア, イ [略]

(10) 次のいずれかに該当する者

127,704円

ア, イ [略]

(11) 次のいずれかに該当する者

131,460円

ア, イ [略]

(12) 次のいずれかに該当する者

150,240円

ア, イ [略]

(13) 次のいずれかに該当する者

157,752円

ア, イ [略]

(14) 次のいずれかに該当する者

172,776円

ア, イ [略]

(15) 前各号のいずれにも該当しな

い者 187,800円

2 法第124条の2第1項の規定により保険料の減額賦課を行った場合の前項第1号に該当する第1号被保険者の令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、19,200円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「19,200円」とあるのは、「34,560円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「19,200円」とあるのは、「53,760円」と読み替えるものとする。

(徴収の猶予の要件)

第19条 市長は、第1号被保険者が次の各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その該当する事実に基づき保険料の全部又は一部を

2 法第124条の2第1項の規定により保険料の減額賦課を行った場合の前項第1号に該当する第1号被保険者の令和2年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、18,780円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「18,780円」とあるのは、「33,804円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和2年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「18,780円」とあるのは、「52,584円」と読み替えるものとする。

(徴収の猶予の要件)

第19条 市長は、第1号被保険者が次の各号のいずれかに該当する事実がある場合において、その該当する事実に基づき保険料の全部又は一部を

<p>一時に納付することができないと認めるときは、その納付することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、6月以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。この場合においては、当該金額を適宜分割して納付する期限を定めることを妨げない。</p> <p>(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が<u>災害</u>を受けたこと。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>一時に納付することができないと認めるときは、その納付することができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき、6月以内の期間を限り、その徴収を猶予することができる。この場合においては、当該金額を適宜分割して納付する期限を定めることを妨げない。</p> <p>(1) 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が<u>震災、風水害、火災その他これらに類する災害（以下「災害」という。）</u>を受けたこと。</p> <p>(2)～(4) [略]</p> <p>2 [略]</p>
--	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和2年度分以前の保険料については、なお従前の例による。

理 由

介護保険に係る保険料の保険料額を改定すること及び新たな種類の市町村特別給付を開始すること等に当たり、条例を改正する必要があるため。